

第6回香坂山遺跡調査指導委員会 会議録

日時：令和6年7月12日 午後1時30分～5時

場所：佐久市民創錬センター 多目的室5

出席者：

調査指導委員：佐藤 宏之 委員長、国武 貞克 副委員長、臼田 武正 委員、
大竹 幸恵 委員、須藤 隆司 委員

専門委員：堤 隆 専門委員

オブザーバー：文化庁 文化財第二課 芝 康次郎 調査官

長野県県民文化部 文化振興課 寺内 貴美子 指導主事

事務局：佐久市教育委員会文化振興課 堀川 守一 企画幹、山本 秀典 係長、
久保 浩一郎、松下 友樹

1 調査成果と総括報告書の内容について

(1) 標準土層について（資料1 p17 第6図）

- ・基本層序図に15層があるのに、範囲確認調査区とボーリング調査地点には15層がない。基本層序図は引用されるので整合を図ること。【委員】
- ・E区でははっきり識別できたが、他の所では16層と分けられないので16層上部に含むと書いたほうが良い。【委員】

(2) テフラ分析について（資料1 p71-p84）

- ・14層がATであるという分析結果を明記すること。【委員】
- ・「崖錐堆積」という用語は、考古学的に再堆積物と捉えられる可能性があるので注意すること。【委員】
- ・八ヶ岳新期第4テフラ（Yt-pm4）の屈折率特性等の基準が文章からは解りにくいので、どのような基準で同定したのかを明確にすること。また分析部分と考察部分をはっきりと分けて書くこと【オブザーバー】。

(3) 古環境分析について（資料1 p86-p93）

- ・針葉樹と広葉樹が検出されており、植生復元し難い結果となっているので、植生の専門家の意見を聞いたほうが良い。【委員】
- ・明治大学黒耀石研究センターに意見を求めることとする。

(4) 遺跡の形成過程について（資料1 p114-p117）

- ・中村由克氏が報告した環境復元を、ト部先生の分析結果と地形復元結果を使って補強するよう

に書くとよい。【委員】

- ・第Ⅴ章第1節第3項に、ボーリング1地点で13層以下が残っているところを記述する。17層の標高が一番高いボーリング1地点で17層が残っているので、他の地点でも17層は残っているということを明記すること。【委員】

- ・第3図と第51図の遺跡名・遺跡番号の整合を図ること。【委員】

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地「香坂山遺跡群」と、史跡「香坂山遺跡」の範囲の違いや関係性を明確に述べること。【委員】

- ・第3図に対応する包蔵地の一覧表を掲載すること【委員】

(5) 石器群の評価について（資料1 p120-p128）

- ・用語を統一したほうが良い。【委員】

- ・引用の見解であることを明記すること。また佐久市の範囲確認調査で確認した石器群が、学術調査で確認された石器群と一連であることを明記すること。【オブザーバー】

(6) 英文要旨について

- ・英文を作っておくとパンフレットなどにも使えるので、作ってくとよい。【委員】

- ・英文要旨の素案なら作れるが、校閲に出してもらう必要がある。【委員】

- ・学術翻訳サービスのエディタージュに頼むと1ワード数円になる。【委員】

- ・翻訳・校閲サービスに発注が可能か、事務局内で検討することとする。

(7) その他総括報告書について

- ・英語表記が“Kosakayama”となっているが、“Kousakayama”とすること。【委員】

- ・表目次に図番号が記載されているので修正すること。【委員】

- ・第19図（p33）3073の小石刃は、安山岩ではなく緑色凝灰岩だとわかった。【委員】

2 史跡指定範囲について

(1) 史跡指定範囲の面積等について（資料2）

石器分布推定範囲に基づく史跡範囲について、承認いただいた。

(2) 遺跡の依存率について（資料3）

約85%が遺存しているという結果について、承認いただいた。

- ・既調査箇所15%についても、石器は取り上げられているが、旧地表面は残っているので、全くなにも残っていないというわけではない。【オブザーバー】

3 地権者同意協議について

(1) 林野庁との協議について（資料 4）

- ・ 史跡指定後に借地料が必要になるということは、佐久市が管理団体として管理するから借り受けなければいけないという解釈で良いのか、よくよく確認しておくこと。【委員】
- ・ 工事等による現状変更許可制については、保存活用計画で定めるのが良い。遺跡の本質的価値に抵触しない通常の修繕であれば、現状変更許可は求めないということも可能である。ただし、大規模な伐根等を行う場合は個別の判断となる。包含層より上の作業ならすべていいということではない。【委員】
- ・ 土砂崩れも現状復旧の対象になると考えられるが、史跡部門に前例があるか確認する。
【委員】
- ・ 史跡指定の段階で分筆は必要ないとしても、保安林の場合、施設を作る段階で分筆を求められるので注意すること。【委員】

(2) 日本高速道路保有・債務返済機構（以下機構）との協議について

- ・ 例えば史跡公園を整備するとなった場合、換気塔周辺の立ち入り禁止措置を緩和してもらわないといけなくなる可能性がある。保存活用計画策定時には、機構や林野庁にもオブザーバーとして参加してもらう必要がある。【委員】
- ・ 高速道路の法律もあるので、協議しながら計画を策定すること。【委員】

4 今後の工程について

(1) 総括報告書の刊行時期について

- ・ 具申書に製本した報告書を添付する必要はなく、同一内容のゲラ本でも構わない。諮問（例年だと 5 月）には製本した報告書が必要なので、今年度内に印刷製本できていれば良い。【オブザーバー】
- ・ 総括報告書を補助金で印刷する場合は、印刷部数等注意すること。【オブザーバー】

(2) 具申書等について

- ・ 具申書に報告書を何冊添付するといった決まりはなく、コピーでもよい。審議会開催時には 30 部ほど提出を求めることになるが、これもコピーでも良い。【オブザーバー】